

知財産敷童（ざしきわらし）語り部

『外国出願の知財コスト』

日本弁理士会 東北会
弁理士 東田 潔

知的財産権は、企業に安定的、継続的な“果実”をもたらしてくれます。
一方で、知的財産権取得までの知財コストは、悩ましい問題です。
特に、外国出願のコストは、国内出願に比べて少なくとも倍加しますし、特許に至っては
一桁違うことも多々あります。

特許庁の国際出願手数料の軽減・支援措置（注1）、各県中小企業支援センター等を窓口と
する海外展開支援事業費補助金（注2）のサービスの利用は、知財コスト問題解決の一助に
なると思います。

なお、外国特許出願コストの資金繰りについては、以下3点ほどご注意ください。

まず、上記補助金は、“後払い”で実行されるという点です。補助金の交付を受けるためには、
採択事業者の決定後、いったん自己資金又は融資を受けて、対象となる外国出願費用を支払
う必要があります。補助金の交付決定の採否は、申請書に確度の高い特許性のエビデンス
（特許調査結果）を示すことが重要なポイントになります。交付決定の可能性が高ければ
銀行融資も受けやすいと思いますので、しっかりとした特許調査は補助金交付を受ける上で
必須のタスクです。

2点目は、外国出願ができる期間は、基礎となる国内出願後、1年という厳格な時間的制約
（優先権）があるという点です。この優先権の期間は、出願期限であると同時に知財コストの
支払期限でもあります。1年は、高額な支出に対する意思決定をするには思いのほか短い期間です。
また、高い確率で事業年度をまたぎます。事業計画で予算取りすることも忘れないように
することが必要です。

3点目は、出願国の決定です。思いつくまま各国に出願しても知財コストが級数的にかさむ
だけです。出願と同時並行で、ビジネスプランをたてつつ出願国を決定しなければなりません。
国際（PCT）出願（注3）を利用すれば、出願日を確保しつつ、出願国の決定を国内出願日
から30月先送りできるため、ビジネスプラン検討に十分な猶予を付与してくれると思います。

<参考>

注1：特許庁ホームページ「国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置の申請手続」
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html

注2：東北経済産業局 とうほく知的財産いいねっと「補助金・助成金」
<https://www.tohoku.meti.go.jp/chizai-enet/support/hojo.html>

注3：特許庁ホームページ「特許の国際出願制度のご案内（パンフレット）」
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/document/index/panhu17.pdf>

※配信元：東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）
※本コラムの無断転載を禁じます。